

■災害特例措置の実施内容

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫(国民生活事業)では、次の災害により被害を受けられ、り災証明書等(注)をお持ちの方に対して「災害特例措置」を実施しています。

(平成25年 4月 1日現在)

災害名	実施内容	取扱期間	備考
東日本大震災	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年5月20日まで (ご融資実行分)	現在特定被災区域※に居住されている方がご利用いただけます。 ※ 詳細は内閣府ホームページにてご確認ください。 → http://www.bousai.go.jp/2011jyosei/sikuchyouson.pdf
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
	③貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ (母子家庭の方は母子家庭の方の利率から0.4%引き下げ)		
平成23年 台風第12号	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年9月30日まで (ご融資実行分)	
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成24年5月に 発生した突風等	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年9月30日まで (ご融資実行分)	
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成24年6月8日から7月 23日までの間の豪雨及び 暴風雨による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、福岡県、大分県、熊本県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成24年8月13日からの 大雨による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、京都府で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成24年 台風第16号	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年9月30日まで (ご融資実行分)	
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成24年11月27日の 暴風雪等による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成25年11月26日まで (ご融資実行分)	当災害は、北海道で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		

(注)り災証明書等により住居被害の状況又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。